

## 山形銀行 定期預金規定 6. 自動解約型自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

### <複利型>

#### 1. （預金の支払時期）

この預金は、通帳（証書）記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）に入金するものとします。

#### 2. （利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日にこの預金とともに支払います。
- (2) 「定期預金規定 1. 共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項および第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、解約日の普通預金利率を下回らないものとします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
  - B 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×40%
  - C 1年以上1年6か月未満 …………… 約定利率×50%
  - D 1年6か月以上2年未満 …………… 約定利率×60%
  - E 2年以上2年6か月未満 …………… 約定利率×70%
  - F 2年6か月以上4年未満 …………… 約定利率×90%
- ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
  - B 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×10%
  - C 1年以上1年6か月未満 …………… 約定利率×20%
  - D 1年6か月以上2年未満 …………… 約定利率×30%
  - E 2年以上2年6か月未満 …………… 約定利率×40%
  - F 2年6か月以上3年未満 …………… 約定利率×40%
  - G 3年以上5年未満 …………… 約定利率×70%
- ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
  - B 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×10%
  - C 1年以上1年6か月未満 …………… 約定利率×20%
  - D 1年6か月以上2年未満 …………… 約定利率×20%
  - E 2年以上2年6か月未満 …………… 約定利率×30%
  - F 2年6か月以上3年未満 …………… 約定利率×30%
  - G 3年以上4年未満 …………… 約定利率×50%
  - H 4年以上5年未満 …………… 約定利率×70%
- (3) この預金の付利単位は1円とし、1日を365日とする日割で計算します。

#### 3. （一部解約）

当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日以降満期日前に1万円以上1円単位の金額で一部解約する場合は、解約する部分についての利息を前記に準じて計算し、次の範囲で一部解約する預金元金とともに支払います。

- ① 一部解約日の元金金額が300万円以上の場合 …………… 元金金額のうち300万円を超える金額部分
- ② 一部解約日の元金金額が300万円未満の場合 …………… 元金金額のうち任意に指定する金額部分

#### 4. （預金の解約）

この預金を「定期預金規定 1. 共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により前記第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。

#### 5. （証書の効力）

証書口のこの預金で、満期日に元金金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行本支店に返却してください。

#### 6. （共通規定の適用）

本規定に定めがない事項については、「定期預金規定 1. 共通規定（通帳口・証書口）」を適用します。

### <単利型>

#### 1. （預金の支払時期）

この預金は、通帳（証書）記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）に入金するものとします。

#### 2. （利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは、次によります。
- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を利息の一部として、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
- なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間利払利息を定期預金とすることができます。
- A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。  
ただし、中間利払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。
  - B 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）

す。)とします。中間利息定期預金の利率は、中間払日における当行所定の利率を適用します。

② 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日に支払います。

(2) 「定期預金規定 1. 共通規定（通帳口・証書口）」第 5 条第 1 項および第 4 項または第 5 項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てとし、解約日の普通預金利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6 か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
- B 6 か月以上 1 年未満 …………… 約定利率×50%
- C 1 年以上 3 年未満 …………… 約定利率×70%

② 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6 か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
- B 6 か月以上 1 年未満 …………… 約定利率×40%
- C 1 年以上 1 年 6 か月未満 …………… 約定利率×50%
- D 1 年 6 か月以上 2 年未満 …………… 約定利率×60%
- E 2 年以上 2 年 6 か月未満 …………… 約定利率×70%
- F 2 年 6 か月以上 4 年未満 …………… 約定利率×90%

③ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6 か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
- B 6 か月以上 1 年未満 …………… 約定利率×10%
- C 1 年以上 1 年 6 か月未満 …………… 約定利率×20%
- D 1 年 6 か月以上 2 年未満 …………… 約定利率×30%
- E 2 年以上 2 年 6 か月未満 …………… 約定利率×40%
- F 2 年 6 か月以上 3 年未満 …………… 約定利率×40%
- G 3 年以上 5 年未満 …………… 約定利率×70%

④ 預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6 か月未満 …………… 解約日における普通預金利率
- B 6 か月以上 1 年未満 …………… 約定利率×10%
- C 1 年以上 1 年 6 か月未満 …………… 約定利率×20%
- D 1 年 6 か月以上 2 年未満 …………… 約定利率×20%
- E 2 年以上 2 年 6 か月未満 …………… 約定利率×30%
- F 2 年 6 か月以上 3 年未満 …………… 約定利率×30%
- G 3 年以上 4 年未満 …………… 約定利率×50%
- H 4 年以上 5 年未満 …………… 約定利率×70%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 日を 365 日とする日割で計算します。

### 3. (預金の解約)

この預金を「定期預金規定 1. 共通規定（通帳口・証書口）」第 5 条第 1 項により前記第 1 条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。

### 4. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記第 2 条の規定を準用します。

(2) この預金の中間利息定期預金については、通帳口の場合は通帳を持参されたときに記載し、証書口の場合は原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに前記第 1 条の方法により支払います。ただし、中間利息定期預金を前記第 1 条以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。

### 5. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行本支店に返却してください。

### 6. (共通規定の適用)

本規定に定めがない事項については、「定期預金規定 1. 共通規定（通帳口・証書口）」を適用します。

以上

(2020 年 4 月 1 日現在)